

近江八幡市長 小西 理 様

要 望 書

市道路線認定について

びわこ揚水土地改良区

要 旨

農道の市道認定について要望致します。

理 由

当区が管理 しています「第5号支線道路他3線」については、土地改良法第2条に基づき、農業振興を図る地域での軽トラック・トラクター・コンバインなどの農作業車両の通行を目的として、農業道路整備を行っております。

また、ご承知のとおり、本農道は、平成元年12月14日付「近江八幡東部土地改良区と道路協定書」に基づき、土地改良事業としてはほ場整備道路として施工を行いました。が、現状はトラクターなどの農業用車両の通行はほとんど無く、一日当たりの一般車両の交通量は、約5,000台近くと推測されます。

このことは、農作業車以外の車が大半を利用する産業的公共道路へと、既に道路の性格が変わったことを示しており、令和3年1月には市道との交差点(西生来町地先)において、乗用車同士の衝突事故に伴う死亡事故も発生しております。

通行車両の増加に伴い、農道の損傷が著しく早いこともあり、本年度においては、農業基盤整備促進事業による舗装工事(オーバーレイ)を予定しております。

これらのことを踏まえまして、「近江八幡市市道認定基準等に関する要綱」(平成30年1月26日告示第14号)第3条6号の規定に基づき、市道として認定されたく要望する次第です。

令和4年12月22日

びわこ揚水土地改良区
理事長 森下 善次

市道認定要望道路

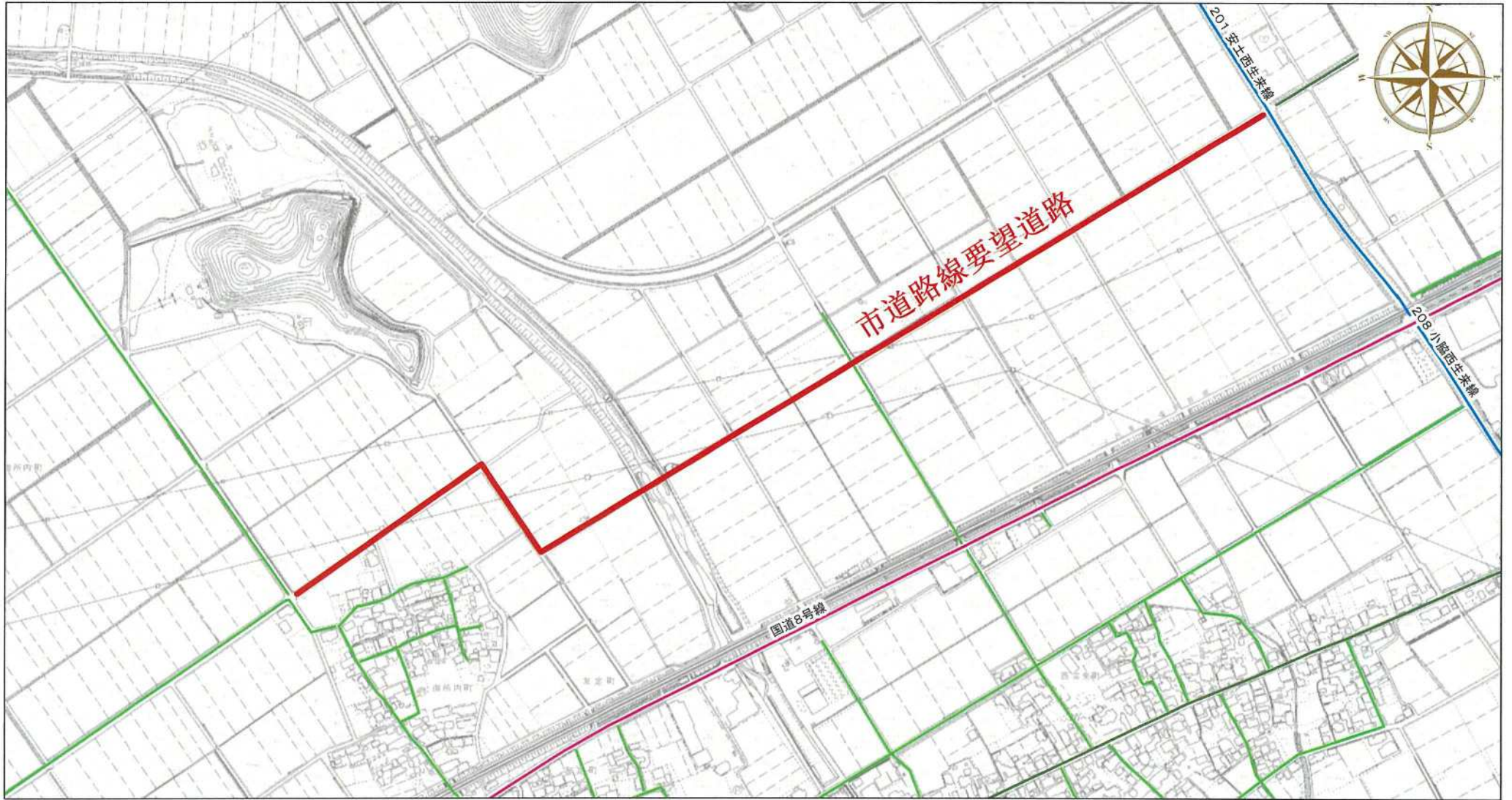
1. 路線所在地

御所内地先から市安土町上出字車田 1077番地
近江八幡地先から市西生来町 字廻り戸 3205番地
近江八幡地先まで市御所内町 字苗代又 959番地

2. 延長距離・幅員

延長約1,575m 幅員約 6 m ~ 6.5m

近江八幡市認定路線情報



2022/11/2 16:14:41

| | | |
|-----------|--------|--------|
| 国県道 路線名称 | 認定路線網図 | 国県道 網図 |
| 認定路線 路線名称 | — 一級 | — 国道 |
| | — その他 | — 県道 |

